

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年六月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

六回）

二 発行の根拠 法律及びその
法律第二十三年号）第四十六号）
法律第二十三年号）第四十六号）
法律第二十三年号）第四十六号）

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法

以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

九 額 五
銭 面 銭
金 以
額 上
百 円 の
に それ
つ ぞ
き れ
百 二 円 五 十
の 応 募 価 格

(一) 年

は 二
募 入 ○
払 込 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 式 によ 規 算 出 し た 額 を 次 第 二
十 号 の 規 定 する 期 日 に 払 い 込
む も の と する 。
額面金額の総額 $\times \frac{20}{100} \times \frac{83}{365}$

(二)

に 係 る 所 得 税 が 代 替 口 座 簿 中 の
に 座 の 記 載 は 又 は 前 記 の 算 式
の 金 算 出 し た 金 額 か (一) の 算 式
に 額 百 分 の 二 十 乗 じ た 金 額
金 額 一 百 分 の 十 乗 じ た 金 額
時 間 にお いて 取 得 する 債 権 非 居
住 者 又 は 前 述 の 住 民 等 以外 の 人
出 国 法 人 が 適 用 受 け る 所

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十四年九月二十日
を払
期とし、次の算式により
算出
した金額を支払う。た
だし、支払
期が銀行休業日に当
たる
ときは、その翌営業日
に支
払う（以下、次号及び第
十六号において規定する
期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還期限

平成五十四年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十四年六月十一日

二十 払込期日

平成二十四年六月十一日